

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和4年6月9日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

議決事項

上程事項なし

報告事項

第1 教育委員会関係議案(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)の作成に伴う意見聴取について(資料1)

第2 墨田区議会副議長の就任について(資料2)

第3 墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿、墨田区議会特別委員会委員名簿について(資料3)

第4 墨田区監査委員の就任について(資料4)

第5 令和3年度定期監査(第2回)等の結果に基づき区長等が講じた措置の公表について(資料5)

第6 文化財保護審議会委員の退任に伴う感謝状の贈呈について(資料6)

第7 すみだ郷土文化資料館の大規模修繕等に伴う臨時休館について(資料7)

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならない、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により、6月3日付けで異議ない旨を回答した。

2 条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

4 区長からの依頼文、新旧対照表及び回答文

別紙のとおり

4 墨 総 法 条 第 2 号
令 和 4 年 6 月 3 日

墨田区教育委員会

教育長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和4年度墨田区議会定例会6月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

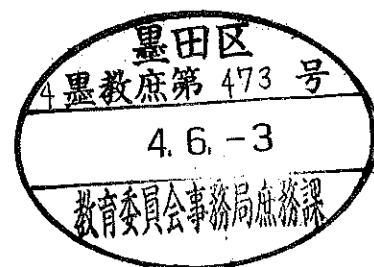
諸般の情勢に鑑み、特殊勤務手当について、幼稚園教育職員が非常災害時等の緊急業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の上限額を6,400円から1万6,000円に改める必要がある。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第7号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「6,400円」を「1万6,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第16条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第16条の規定により支給された教員特殊業務手当は、この条例による改正後の第16条の規定により支給する教員特殊業務手当の内払とみなす。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、特殊勤務手当について、幼稚園教育職員が非常災害時等の緊急業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の上限額を6,400円から1万6,000円に改める必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
第16条 〔略〕	第16条 〔略〕
2 〔略〕	2 〔略〕
3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき1万6,000円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。	3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき6,400円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
4 〔略〕	4 〔略〕

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第16条の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第16条の規定により支給された教員特殊業務手当は、この条例による改正後の第16条の規定により支給する教員特殊業務手当の内払とみなす。

4 墨教庶第 4 7 3 号
令和 4 年 6 月 3 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加 藤 裕 之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和 4 年 6 月 3 日付け 4 墨総法条第 2 号により、下記のとおり意見を求められたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

4 墨議第 1 1 8 号

令和 4 年 5 月 2 7 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者

--

様

墨田区議会事務局長

小 倉 孝 弘

（公印省略）

墨田区議会副議長の就任について（通知）

令和 4 年 5 月 2 7 日開会の令和 4 年度墨田区議会定例会招集議会において、
下記のとおり副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職 名	氏 名	住 所	電話番号	所属会派
副議長	おおこし <small>かつひろ</small> 勝広	墨田区八広 1-9-3	5247-4726	公 明 党

※公明党＝墨田区議会公明党

(令和4年5月27日現在)

企画総務 委員会 (8人)	樋口 敏郎 (自民党)
	あさの 清美 (共産党)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	佐藤 篤 (自民党)
	しもむら 緑 (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	加納 進 (公明党)
	木内 清 (すみだ)
区民福祉 委員会 (8人)	とも 宣子 (公明党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	加藤 拓 (自民党)
	としま 剛 (共産党)
	福田 はるみ (自民党)
	田中 哲 (きずな)
地域産業都市 委員会 (8人)	坂井 ユカコ (自民党)
	はら つとむ (共産党)
	藤崎 こうき (自民党)
	山下 ひろみ (共産党)
	渋田 ちしゅう (立憲墨)
	堀 よしあき (無所属)
	沖山 仁 (自民党)
	おおし 勝広 (公明党)
子ども文教 委員会 (8人)	じんの 博義 (公明党)
	坂井 ひであき (自民党)
	かんだ すなお (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	大瀬 康介 (墨田才)
	田中 邦友 (自民党)
	あべ きみこ (墨民主)
	高柳 東彦 (共産党)

議会運営 委員会 (9人)	田中 邦友 (自民党)
	高橋 正利 (公明党)
	藤崎 こうき (自民党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	佐藤 篤 (自民党)
	加納 進 (公明党)
	高柳 東彦 (共産党)
	欠 員
	欠 員

(備考)

委員長 (自民党) 墨田区議会自由民主党
副委員長 (公明党) 墨田区議会公明党
(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
(立憲墨) 立憲民主党墨田区議団
(すみだ) すみだ
(きずな) 地域連合「すみだの絆」
(墨民主) 墨田民主クラブ
(墨田才) 墨田オンブズマン
(新すみ) 新しいすみだ
(無所属) 無所属

(令和4年5月27日現在)

災害対策 特別委員会 (10人)	高柳 東彦 (共産党)
	藤崎 こうき (自民党)
	かんだ すなお (自民党)
	中村 あきひろ (立憲墨)
	あさの 清美 (共産党)
	加藤 拓 (自民党)
	とも 宣子 (公明党)
	高橋 正利 (公明党)
	沖山 仁 (自民党)
	田中 哲 (きずな)
町会・自治会振興 特別委員会 (10人)	福田 はるみ (自民党)
	たかはしのりこ (公明党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	渋田 ちしゅう (立憲墨)
	堀 よしあき (無所属)
	佐藤 篤 (自民党)
	じんの 博義 (公明党)
	としま 剛 (共産党)
	樋口 敏郎 (自民党)
	木内 清 (すみだ)
食品ロス削減対策 特別委員会 (10人)	はねだ 福代 (公明党)
	あべ きみこ (墨民主)
	山下 ひろみ (共産党)
	坂井 ひであき (自民党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	しもむら 緑 (自民党)
	はら つとむ (共産党)
	田中 邦友 (自民党)
	おおこし 勝広 (公明党)
議会改革 特別委員会 (12人)	加納 進 (公明党)
	としま 剛 (共産党)
	坂井 ひであき (自民党)
	坂井 ユカコ (自民党)
	堀 よしあき (無所属)
	あさの 清美 (共産党)
	佐藤 篤 (自民党)
	しもむら 緑 (自民党)
	加藤 拓 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	とも 宣子 (公明党)
	大瀬 康介 (墨田才)

(備考)

委員長

副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党
 (公明党) 墨田区議会公明党
 (共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
 (立憲墨) 立憲民主党墨田区議団
 (すみだ) すみだ
 (きずな) 地域連合「すみだの絆」
 (墨民主) 墨田民主クラブ
 (墨田才) 墨田オンブズマン
 (新すみ) 新しいすみだ
 (無所属) 無所属

4 墨総職第 5 7 3 号
令和 4 年 5 月 2 7 日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

総務部長 岩 佐 一 郎
（公印省略）

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（令和 4 年 5 月 2 7 日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
沖 山 仁	東京都墨田区京島一丁目 3 9 番 1 - 9 1 8 号	区議会議員選出

なお、鞆 宣子 前委員は、令和 4 年 5 月 2 6 日をもって退任しました。

4 墨監第 1 2 2 号
令和 4 年 5 月 2 3 日

墨田区教育委員会教育長
加藤 裕之 様

墨田区監査委員 浜田 将彰
同 井尾 仁志
同 大清水 善信
同 鞆 宣子



令和 3 年度定期監査（第 2 回）、行政監査及び随時監査の結果に基づき
区長等が講じた措置の公表について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、下記のとおり
措置内容を公表したので、通知いたします。

記

- 1 公表方法
墨田区告示式による。
- 2 公表日
令和 4 年 5 月 2 3 日
- 3 公表文
別紙のとおり





墨田区監査委員公告第 1 号

令和3年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長及び墨田区教育委員会教育長からそれぞれ別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和4年5月23日

墨田区監査委員 浜田 将 彰

同 井 尾 仁

同 大清水 善

同 鞆 宣 子



令和3年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

指摘事項について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。</p> <p>b 事案の決定手続に誤りがあるもの</p> <p>(a) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。 (庶務課、学務課、指導室、地域教育支援課)</p>	<p>(a) 当該事案について、改めて適正な専決区分で決定手続きを行った。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、事務の執行に当たっては、事案決定手続きの重要性を再認識し、常に根拠法令の確認を徹底するよう、職員へ周知した。</p>

令和3年度 定期監査（第2回）等の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区教育委員会教育長

監査委員意見について

監 査 結 果 の 内 容	措 置 内 容
<p>(1) 事務の適切な執行と取組について</p> <p>区では、令和元年度に墨田区内部統制基本方針を策定し、法定事務である財務に関する事務のほか、区長が取組を指示した事務として、事務事業の決定手続の漏れや誤り、特殊勤務手当の誤支給の二つを対象に加えるなど、積極的な姿勢で内部統制を進め、適切なりスク管理を行い、業務の適正な執行を確保することで区民に信頼される区政の実現を目指しているところである。</p> <p>今回の監査において、特殊勤務手当の誤支給については、令和2年度第2回及び令和3年度第1回の定期監査に引き続き確認されなかったことは、内部統制が有効に機能しているものであり、評価する。今後においても、誤支給のないよう引き続き努められたい。</p> <p>しかしながら、事務事業の決定手続の漏れや誤りについては、指摘事項に挙げたように、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものが、昨年度同様多数確認された。事案の決定手続は、事務事業を進めるうえで最も重要なことであり、その根幹を成しているものであるため、ミス要因を検証し、再発を防止するなど、適切な執行に取り組まれることを望む。特に、職員一人ひとりが十分に注意を払い、事務処理能力を高めるとともに、管理・監督する立場の職員が中心となり組織全体のチェック機能を強化することにより、内部統制のレベル向上に努められたい。</p> <p>さらに、指導・注意事項に挙げた、旅行命令に関する旅費の不適切</p>	<p>(1) 事務の適切な執行と取組について</p> <p>指摘事項に挙げられた、事案の決定手続に誤りがあった件については、根拠法令等を確認せずに事務を進めていることが要因であると分析している。また、指導・注意事項についても、旅行命令に関する不適切な処理や、郵券受払簿の記載誤りなど、依然としてミスが散見されることなど、今回の監査結果を重く受け止めている。</p> <p>特に、事案決定区分の誤りについては、事務事業を進める上での根幹をなしているものであるという重要性を再認識するよう、改めて周知するとともに、内部統制による組織的なチェック体制の向上についても、管理監督者による適切な指導を行っていく。</p>

な処理や現金出納簿等の記帳漏れ・誤りについても、依然として多く見られた。所管課では、マニュアルの改訂を行うなどの改善を図っているが、さらなる周知の徹底を行い、誰もが分かりやすいマニュアルの改善を常に図り、ミスを防止するよう取り組まれない。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対策の取組」について

まず始めに、新型コロナウイルス感染症対策を進める中で、保健所運営体制の強化において医師会をはじめとする医療関係者等の多大な協力に感謝するとともに、ワクチン接種や在宅療養者支援などにおける全庁一丸となった職員の奮闘を労うものである。

そのうえで、8(2)で述べたように、全庁的な取組のほかに、各課独自の取組として、各職場の実情に合わせた窓口対応や訪問対応などの工夫が見られたことは、評価する。引き続き、安全対策に留意し感染症対策に取り組まれない。

また、リモート会議や書面会議の実施については、多くの職場で大きな効果が表れており、今後も増えていくことが見込まれることから、各々の業務の特性に応じた効果的な会議の開催に取り組まれない。

さらに、事業の実施方法や申請手続の変更等の取組としても、各職場の創意工夫が見られたが、今後もこうした区民サービスの維持向上に向けた努力を継続されるよう期待する。その一方で、電子申請やキャッシュレス決済の推進にあたっては、不正利用のトラブルの回避、端末故障時や災害時の対応などの課題を整理し、社会の変化に即した事業の実施に努められない。

いずれにしても、ウィズコロナ、ポストコロナを見据え、庁内の会議のあり方、職場の働き方等について、これまでの取組を検証のうえ、基本的考え方を整理することを望む。

(2) 「新型コロナウイルス感染症対策の取組」について

感染症対策については、各職場における実情に応じて、創意工夫しながら実施している。

その一環として実施した、リモート会議や書面による会議の開催については、事務量やコストの軽減、ペーパーレス化にも寄与する部分が多く、今後とも、会議の内容等に応じて、より効果的な会議手法のひとつとして、継続実施も視野に入れながら検証していく。

同時に、施設内の換気・消毒はもとより、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、検温や黙食の実施など、基本的な対策についても、引き続き徹底して取り組んでいく。

文化財保護審議会委員の退任に伴う感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条第3号、同要綱細目基準地域教育支援課10号に基づき、退任した墨田区文化財保護審議会委員に対し感謝状を贈呈した。

(贈呈基準)

「委員歴2期4年以上で退任するとき」に該当する。

被贈呈者	委嘱歴	贈呈主体	贈呈年月日
なかがわ たけし 中川 武	第11期から第20期まで (平成14年7月から令和4年6月30日まで)	教育長	令和4年5月27日(金) 第20期第7回 墨田区文化財保護審議会
なかむら ひろこ 中村 ひろ子	第10期から第20期まで (平成12年7月から令和4年6月30日まで)		

すみだ郷土文化資料館の大規模修繕等に伴う臨時休館について

1 理由

すみだ郷土文化資料館について、公共施設（建物）長期修繕計画に基づく大規模修繕工事を実施するため、工事期間中を休館とする。また、工事に先立ち、例年実施している館内の殺虫消毒及び資料の燻蒸作業を行うため、当該期間も休館とする。

2 臨時休館とする日

令和4年9月5日（月）から令和5年3月28日（火）まで

（1）殺虫消毒及び資料燻蒸による休館

令和4年9月5日（月）から9月8日（木）まで

（2）大規模修繕による休館

令和4年9月9日（金）から令和5年3月28日（火）まで

3 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

4 工事の概要

- （1）建築工事（外壁・屋上の補修・防水等）
- （2）機械空調設備工事（空調設備の更新、給排水管の修繕等）
- （3）電気設備工事（照明機器、防犯機器の更新等）

5 区民等への周知

区のお知らせ及び区ホームページに掲載する。また、近隣住民、関係機関等へは通知文等により周知する。